

J Aによる 農業法人支援のポイント

①法人化の メリット・デメリット

1. 法人化の考え方と J Aならではの支援

農業経営の法人化

農業経営の法人化は、農業をめぐる様々な課題に対応して、農業経営を機動的、戦略的に展開していくうえで有効な手段です。

現在、国は産業としての農業の競争力を強化して再び成長産業として飛躍できるよう、令和五年頃までに農業法人経営体数を五万法人とする目標を掲げて

経営の法人化を推進し、様々な

支援策を講じています。長らく

個人農家を主体とするわが国の

農業に農業経営の法人化が推奨

されるようになった背景には、

次のような事情があります。

①農家の急速な高齢化と担い手の不足

②耕作放棄地の増大

③新規就農者の定着化のための受け皿が必要

④集落営農組織においても経営力強化が必要

また、そのような、農業の国際的な競争激化に対応した一

層の生産性向上や生産コスト削減が求められていること、その

ため一般企業の経営ノウハウを

導入して経営力強化や経営規模

拡大が期待されていること等

も、念頭に置いておく必要があります。

こうした流れを受けて、一般企業が農地リースの活用や農地

所有適格法人の要件を満たして

農業に参入してきたり、また農

業での起業目的で地区外から新規就農する若者などの動きが活

発になっています。J Aの組合

員のなかにも、自家農業の飛躍

を目指して経営を法人化して規模拡大に取り組み動きが増加しています。地域営農組織では、合併等の機会に法人化して経営力強化を図る取組みも行われています。また、一定の規模拡大を実現した農家では、息子等へ事業承継の機会に節税目的を意識して法人化を行う事例もみられます。これら農業法人数の現状は、図表1のとおりです。

わが国の農業構造が大きく変化して多様な担い手が農業法人として新たな農業展開を計るなかで、これまで個人農家組合員

を目指して経営を法人化して規模拡大に取り組み動きが増加しています。地域営農組織では、合併等の機会に法人化して経営力強化を図る取組みも行われています。また、一定の規模拡大を実現した農家では、息子等へ事業承継の機会に節税目的を意識して法人化を行う事例もみられます。これら農業法人数の現状は、図表1のとおりです。

J Aグループ中小企業診断士会
清水中小企業診断士事務所 中小企業診断士
清水 康雄

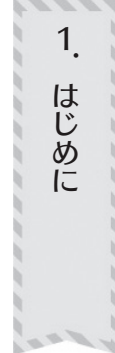


日本政策金融公庫農業経営アドバイザー試験合格者・AS I A G A P指導員。農林中央金庫勤務を経て、平成26年より農業経営専門中小企業診断士として農業法人経営支援、事業承継支援等に取り組んでいる。

J Aによる 農業法人支援のポイント

②取引拡大に向けた 事業性評価の要点

1. はじめに



能性などを適切に評価」する事業性評価に基づく融資などを促進するよう求めました。

二〇一五年七月、金融庁は、担保・保証に必要以上に依存しない融資の促進に向けた事業者向けパンフレット「円滑な資金供給の促進に向けて」を公表しました。このパンフレットには、「金融機関に対し、事業者の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し、融資や助言を行うよう促しています」と記載されており、金融庁は金融機関に対して「事業の内容や成長可

そして二〇一九年一二月には金融検査マニュアルを廃止するとともに、いわゆるデイスカッションペーパーと呼ばれる「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（以下、「DP」という）を公開しました。DPには、金融機関をめぐる環境について、人口減少、高齢化の進展、低金利環境の長期化で競争が続ぎ、金融機関が貸出先を選ぶのではな

く、貸出先が金融機関を選ぶ時代となってきたこと、金融サービスの受け手のニーズが多様化（事業承継、M & A、販売開拓、人材派遣、経営者の資産運用）してきていることを述べています。また、そのために「金融機関は自らの強みを活かし、顧客との関係性を深め、コンサル機能を発揮しつつ資金ニーズに対応するなどの動きが今後も広がることを考えられる」と記載されています。

このように、金融機関の競争が激化するなかで、金融機関の融資手法は、担保・保証に依存する融資から、法人のニーズに合わせて法人が取り組もうと計画している事業性を評価して行う融資へ、さらに移行していくことが予想されます。

2. 事業性評価の定義と留意点

定義

事業性評価について説明する前に、事業性評価の定義について確認しましょう。

金融庁の公表する資料「知っ

J Aグループ中小企業診断士会
中小企業診断士
伊沢 豊



株式会社国際開発センター ビジネスコンサルティング部所属。農業コンサルティングや国内農業法人の海外展開支援サポートを実施。

J Aによる 農業法人支援のポイント

③経営安定支援につなげる 事業承継のポイント

本稿では、日頃から、農業法人の現社長や後継者との接点があるJ A職員の皆さんが、事業承継を通じて、経営安定の支援につながる有益なアドバイスや提案を行うためのポイントをみていきます。

1. 農業における事業承継の特徴

農業就業人口の高齢化が進み、多くの農家が世代交代期を迎えています。農家・農業法人ともに、次世代に農業が承継され、農作物が継続的に生産され

続けることは、地域経済の活力を維持する視点から大切な役割を担っています。さらに、昨今の、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響にみられるように、国際市場における意図しない食料供給の不足懸念などからも、自給率が改めて注目されるところであり、わが国におけるきわめて重要なテーマといえます。

農業における事業承継の特徴は、農地や設備・機械等の資産だけでなく、長年培ってきた生産の技術・ノウハウ、人脈や地

域とのつながりといった目に見えない資産など、承継するものが多岐にわたることが挙げられます。

また、承継先については、一般に、①親族内、②従業員、③社外（M & Aなど）の大きく三つに分類できますが、農業では、③社外の承継先として、新規就農者への承継（第三者農業経営承継）という方法があり、行政・J A・事業承継の専門家などの協力を得ながら進めていくこととなります。

2. 円滑な事業承継のために押さえておきたいポイント

基本的な考え方

法人の経営を円滑に承継するコツを一言でいえば、「事業承継は、一〇年後のあるべき会社像の実現に向けた大きなプロジェクトの一つのステップ」という認識をもつことです。

ちなみに、農家（個人事業主）の場合は、事業承継のタイミングは相続とイコールとい

J Aグループ中小企業診断士会
中小企業診断士 1級FP技能士 CFP®

室田 弘壽



都市銀行、経済企画庁（現内閣府）出向を経て農林中央金庫に入庫。J Aバンクの推進・指導業務（賃貸住宅資金審査マニュアル導入ほか）、J ASTEMシステム等を担当し、現在は監査部に勤務。

改正法施行後の

職場における

ハラスメント対応

解説

令和二年六月一日に施行されたパワハラ防止法等(注)の改正により、ハラスメント対策が強化されました。本稿では、J Aの皆様が、組織として、また、役職員として知っておくべきポイントをQ & A形式で解説します。

(注) 労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等、一連のハラスメント防止に関する法律を指す。

Q1

今回の改正で職場では何が変わりますか？



A

解説

今回の改正のポイントを四つ挙げます。

① パワーハラスメント(以下、「パワハラ」という)防止

対策が企業に義務づけられます。(中小企業においては、令和四年三月三十一日までは努力義務とされる)。これに伴い、パワハラ

の定義も規定されました。② ハラスメントの「相談」

をしたことや、「調査に協力」をしたことを「理由」に不利益

な取扱い、例えば、解雇や雇止め、減給、不当に低い評価をする等を行うことが禁止されま

す。これらの措置は、勇気を出して相談した者等を手厚く保護

することが目的です。さらに、③ 顧客からのカスタマーハラス

メント、取引先からのセクハラ被害といった社外の者が関与するハラスメント問題も、わが職

野口&パートナーズ法律事務所 弁護士 大浦 綾子



企業でのハラスメント研修や経営側からのハラスメント紛争解決の経験が豊富。職場からハラスメント被害者をなくしたいという真摯な思いとわかりやすい解説で、高い評価を受けている。

場で起こった問題として解決していくべき、あるいは、解決していくことが望ましいという方針が明確化されました。また、④ 一人ひとりの職員としても、ハラスメントは行ってはならないものであり、他の社員に対する言動に注意を払うよう努めるべきとされています。



●特集2● 再確認 遺言書の取扱い

1

知っておくべき 遺言書保管法 のポイント



稲葉総合法律事務所 弁護士
及部 裕輝

2012年司法修習修了、2013年三井住友銀行入行後、現職。ファイナンス、金融規制等の幅広い金融法務を中心とする業務に従事。著書として『一問一答 相続法改正と金融実務』（共著）（経済法令研究会）がある。

二〇一八年七月六日、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が成立し、民法（相続法）の改正が行われたが、これと同日付で「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（以下、「遺言書保管法」という）が成立しました。

自筆証書遺言は、基本的には遺言者自身により、いつでもどこでも作成することが可能であり、特段の費用も発生しない点で遺言者が手軽に作成できる遺言の方式となります。一方で、

するために、法務局（以下で述べる「遺言書保管所」）で自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度を新しく設けるための法律となります。

自筆証書遺言は、基本的には遺言者自身により、いつでもどこでも作成することが可能であり、特段の費用も発生しない点で遺言者が手軽に作成できる遺言の方式となります。一方で、

遺言者が作成した遺言書が紛失したり、遺言書が真に遺言者自身により作成されたかどうかや遺言書の廃棄、改ざん等がなされていないか等、相続をめぐる紛争が発生したりするおそれがあります。

そこで、遺言書保管法では、遺言書原本を遺言書保管所に保管する制度を創設し、これらのおそれを軽減する措置をとつて

一 遺言書保管法の概要

遺言書保管法は、遺言者が遺言書保管所において、自筆証書遺言に係る遺言書の保管を申請することができる制度（以下、「遺言書保管制度」という）を創設しました。

遺言書保管法では、自筆証書に係る遺言書の保管のための申請、当該申請に基づく遺言書の保管、遺言者の死亡後における相続人等による遺言書保管事実証明書や遺言書情報証明書の交

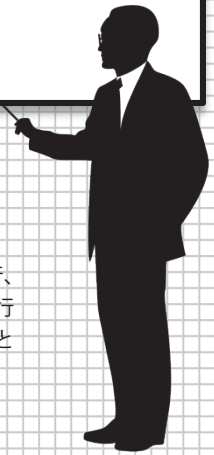
本項では一で遺言書保管法の概要、二で遺言者による遺言書の保管から相続人等が遺言書情報証明書を取得するまでの概要、三で遺言書保管制度の留意点等を解説します。なお、本文のうち、意見にわたる部分については筆者の個人的な見解であり、現在および過去に所属する組織とは無関係であることをお断りさせていただきます。

います。遺言書保管法は二〇二〇年七月一〇日から施行されます。

●特集2● 再確認 遺言書の取扱い

2

Q&Aで学ぶ 遺言書確認の 窓口対応



響法律事務所 弁護士
瀬戸 祐典

1994年東京大学法学部卒、富士銀行入行、
2002年司法試験合格、2006年みずほ銀行
退行、現在は、金融実務に詳しい弁護士と
して執筆、講演で活躍中。

ここでは、窓口で遺言書を持ち込まれた際に何を確認すればよいのか、どのような点に注意する必要があるのかについてQ & A形式で解説していきます。

■ 組合員の相続人が遺言書を窓口を持参してきました。何を確認すればよいでしょうか？

解説

1 遺言書の種類の確認

遺言書には、普通方式と特別方式があります。

A1

- ① 遺言書の種類の確認、
- ② 遺言の有効性の確認、
- ③ 遺言執行者の有無の確認、
- ④ その他必要な事項の確認が必要です。

普通方式の遺言書として、

「自筆証書遺言」、「公正証書遺言」、「秘密証書遺言」、特別方式の遺言書として、「危急時遺言」、「隔絶地遺言」などがありますが（図表）、実務で目にする遺言書の大半は「自筆証書遺言」か「公正証書遺言」です。

そのため、遺言書が窓口を持ち込まれた際には、まず、遺言書が「自筆証書遺言」なのか

「公正証書遺言」なのかを判断して、それ以外であれば、本部の専門部署に相談するとよいでしょう。

本稿でも、主に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」について解説していきます。

2 遺言書の有効性の確認

民法九六〇条は、「遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、することができない」としていますから、民法の定める方式に違反している遺言書は無効な遺言とされ、効果を発揮しません。

また、有効に成立している遺言書であっても、遺言書が複数ある場合には注意が必要です。「遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができます」（民法一〇二二条）、かつ、「前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみな」される（民法一〇二三条一項）からで